モバイル端末利用約款

日本シャクリー株式会社（以下「シャクリー」という）からモバイル端末（付属品がある場合は当該付属品を含む。以下同じ）を利用するにあたり申込み者（以下「契約者」または「申込み者」という）は以下の内容を理解し、同意の上申込みます。申込み者はシャクリーの同意なしにこの申込の撤回は行いません。

1 モバイル端末

①契約者は、シャクリーが指定した仕様（ハード、ソフト等全ての仕様を含む）によるモバイル端末の利用申込みを行うことができます。
②モバイル端末の仕様の内容に疑義ある場合はシャクリーの指示に従います。
③利用申込みについてはシャクリーの所定の手続きに従い、シャクリーの承諾により、モバイル端末の利用を行えるものとします。

2 利用目的および契約者・利用者

①契約者はシャクリー活動のためモバイル端末を利用します。
②契約者およびモバイル端末の利用者はシャクリーのスーパーバイザーのうちシャクリーが所定の条件に従い認めた者、その他シャクリーが認めた者とします。
③モバイル端末の引渡しはシャクリーの指示に従い行います。引渡日に契約者が何らの通知も行わなかった場合、モバイル端末は何らの瑕疵なく完全な状態で引き渡されたものとします。
④契約者は本契約が契約者にとって商行為として取り扱われることに同意します。

3 利用期間・契約期間等

①モバイル端末の利用期間については起算日及び終了日をシャクリーが決定し、概ね 2 年を目処とします。
②シャクリーが契約者のモバイル端末について、手配を行った時点で、モバイル端末の契約者への引渡しの有無を問わず、シャクリーが契約者の申込を承諾したものとみなし、その後シャクリーに発生する費用およびシャクリー所定の一切の費用（残存利用期間の解約手数料を含む、がこれに限られない）を負担します。

4 通信費相当額等の負担

①契約者は通信費相当額等を負担し、シャクリーの請求に応じ支払います。当該費用は不正使用、紛失等の場合においても契約者が負担します。
②契約者の通信費相当額等は毎月のボーナス額（シャクリーからの支払い一切を含む。以下同じ）から控除されることに同意します。ボーナス額に足りない場合はシャクリーの指示する日までにシャクリー所定の口座に振込みます。

③契約者は前②の記載にもかかわらず、シャクリーからの通知があった場合はボーナス額からの控除でなく事後、通信費相当額等の支払いを、シャクリー所定の口座に振込むことにより行うことにあらかじめ同意します。
④振込が必要な場合に、振込がなかった場合その他支払いを遅延した場合は理由の如何を問わず、直ちに本契約が解約されることに同意します。
⑤通信費相当額等以外の損害金その他シャクリーが負担すべき金員が生じた場合（契約者のオプションによるもの、税額の変更等を含む)、契約者が負担し、前①から④までと同様の取り扱いとなることに同意します。契約者が本契約に基づきシャクリーに負担する一切の債務についても同様の取り扱いとなることに同意します。

5　解除・終了事由
①下記事由が発生した場合、本契約は終了します。
（1）利用期間の満了
（2）契約者がスーパーバイザーでなくなった場合でシャクリーから終了の通知があった場合。
（3）本契約に定める終了事由が生じた場合。
（4）その他契約継続の不能な場合。
②下記事由が発生した場合、シャクリーは何らの催告を必要とせず、本契約を直ちに解除することができます。
（1）契約者が支払停止、税金の滞納をした場合、または保全処分、強制執行、競売、破産等の申し立てをうけ、もしくは自ら破産、民事再生等の申立をなした場合、またはこれらのおそれがあるとシャクリーが判断した場合。
（2）契約者が制限行為能力者となった場合
（3）契約者が本契約および契約者とシャクリーとの他の契約の一つにでも違反した場合。
（4）契約者がシャクリーの会員でなくなった場合

6　中途解約
契約者はシャクリー所定の解約手数料を支払うことにより、中途解約を行うことができます。

7　解除・終了の解約手数料
事由の如何を問わず、利用期間・契約期間内に終了した場合、契約者はシャクリー所定の解約手数料、その他本契約に基づき負担する債務を、シャクリーに一括してシャクリーの定める期日までに支払うものとします。

8　返還義務等

事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、契約者はシャクリーの指示に従い、モバイル端末を返還します。返還にあたって費用が生じる場合は契約者の負担とします。返還不能な場合はシャクリーの指示に従います。

9　契約変更・譲渡・処分

契約者はシャクリーの事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の権利もしくは義務を変更・譲渡・処分できないものとします。

10　再契約等

契約者は利用期間中シャクリーの別途定める条件を満たしている場合、シャクリーの審査により、利用期間終了後、モバイル端末の利用について再契約・期間延長を行えることがあるものとします。

11　モバイル端末の使用および管理

①契約者はモバイル端末を取扱説明書等に記載の用法に従い使用します。モバイル端末使用に必要な電源、消耗品等は契約者の負担とします。
②契約者はモバイル端末に導入するソフトは正規ソフトのみとし、当該ソフトの導入・利用にあたる費用は契約者の負担となることに同意します。
③モバイル端末の紛失・毀損等の原因によっては終了事由となる場合があることに同意します。

12　遵守事項

①契約者は善良なる管理者の注意をもってモバイル端末を使用・管理します。
②シャクリーの承諾なしにモバイル端末の改造分解、チップの入れ替え等は一切行いません。
③契約者はモバイル端末の利用にあたっては各種法令を遵守し不正な使用を行いません。
④他者の誹謗中傷等、不適切なサイト利用その他シャクリーが不適切と判断する行為を行いません。

13　利用できない場合等

①契約者はモバイル端末の不具合によって生じた損害その他モバイル端末が利用できなかった場合に契約者およびまたは第三者に生じた損害について、シャクリーに一切責任を問いません。
②契約者はモバイル端末の利用に関して生じた一切の損害についてもシャクリーに一切責任を問いません。

14　パートナー等の利用

モバイル端末の最終利用者がシャクリーの認めたパートナーの場合、パートナーに責任をもって本条項の各義務を遂行させ、本契約の内容を了知・同意させています。パートナーについての一切の損害は全て当該パートナーのスーパーバイザーの責めに帰すものとします。ただし、パートナーへのシャクリーの請求を妨げるものではありません。

15　個人情報の取り扱い

契約者はモバイル端末の利用に際し、個人情報の漏洩を行いません。

16　秘密保持

契約者は、シャクリーの書面による同意なくして、本契約に関し相手方から開示された固有の業務上、営業上、技術上の秘密を第三者に開示しないものとします。

ただし以下のものを除きます。

事前にシャクリーの承諾を得た場合

開示を受けたときに公知の事実

法令により開示が義務付けられている情報

17　モバイル端末利用の終了

シャクリーはモバイル端末の利用を諸般の事情により終了させることがあります。その場合も契約者は一切の損害請求をシャクリーに行いません。

18　サポート等

①契約者はモバイル端末利用にあたり、シャクリー指定の第三者（本契約において、サービス提供会社という。）から使用方法、その他についてサービス提供会社所定の事項につき、直接サポートサービスを受ける場合がありうることにあらかじめ同意します。

②モバイル端末の紛失・毀損等の場合には直ちにサービス提供会社またはシャクリーの定める手続きに従い直ちに連絡を行います。修理、その他の場合も同様とします。対応についてはシャクリーまたはサービス提供会社の指示に従います。

③紛失・毀損等の場合、直ちにその旨をシャクリーに通知します。

④契約者はモバイル端末の紛失・毀損等の場合、シャクリーまたはサービス提供会社が請求する費用を負担します。

⑤当該サービス提供会社、その他モバイル端末利用にあたりシャクリーが必要と判断した第三者に個人情報、位置情報その他サービスを受けるに必要な一切の情報が提供される場合があることに同意します。

⑥サービス提供会社がさらにその他の者に業務を委託する場合があることに同意します。

⑦サービス提供会社からモバイル端末のデータ消去等が行われる場合があることに同意します。
⑧シャクリーとサービス提供会社で各種の情報が共有されることに同意します。
⑨モバイル端末のカスタマイズについてシャクリー指定の第三者が行うことに同意します。
⑩モバイル端末の代替品が使用できる場合、発生する費用は契約者の負担とします。代替品の使用にあたってはシャクリーまたはサービス提供会社の指示に従います。
⑪モバイル端末は別途シャクリーが明示しない場合、サービス提供会社からシャクリーが貸与を受けているものであり、機種特定のシール等の剥離、汚損を行わないものとします。

19　個人情報の利用目的等
①本契約に基づく個人情報の利用目的については以下のとおりです。
モバイル端末利用のため
サービス提供会社等への情報提供のため
その他本契約遂行に必要なため
②シャクリーはモバイル端末利用・継続その他サービスの提供にあたり、本契約に定めのある他、必要な契約者の情報を、第三者に提供することがあります。

20　本条項の変更
シャクリーは、本条項を変更することがあります。この場合には本契約の条件は、変更後の本条項の定めによります。

21　準拠法・裁判管轄
本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

22　協議事項
本契約に定めのない事項、または本条項の履行に疑義が生じた場合は、契約者とシャクリーの双方で誠意をもって協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

以上

制定 2013 年 7 月
改訂 2013 年 10 月